証券コード　6753
平成18年５月31日

株　主　各　位

大阪市阿倍野区長池町22番22号
シ　ャ　ー　プ　株　式　会　社
取締役社長　町　田　勝　彦

第112期定時株主総会招集ご通知

拝啓　ますますご清栄のこととお喜び申しあげます。
さて、当社第112期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。
なお、当日ご出席願えない場合は、以下のとおり書面又はインターネットにより議決権を行使することができますので、後記の株主総会参考書類をご検討いただき、平成18年６月21日（水曜日）午後５時までに議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。

【書面の郵送による議決権行使の場合】
同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

【インターネットによる議決権行使の場合】
当社が指定するインターネットウェブサイト（http://www.it-soukai.com）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内に従って、上記の行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。
インターネットにより議決権を行使いただくに際しましては、42頁から43頁の「インターネットによる議決権行使について」をご確認くださいますようお願い申しあげます。
なお、書面とインターネットにより、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効として取り扱わせていただきます。

敬　具

記

1.　日　　時　平成18年６月22日（木曜日）午前10時

2.　場　　所　大阪市阿倍野区長池町22番22号　当会社（末尾の案内図ご参照）

3. 会議の目的事項

報告事項

1．第112期（自 平成17年４月１日 至 平成18年３月31日）営業報告書、連結貸借対照表及び連結損益計算書並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

2．第112期（自 平成17年４月１日 至 平成18年３月31日）貸借対照表及び損益計算書報告の件

決議事項

第１号議案　第112期利益処分案承認の件
第２号議案　定款一部変更の件
第３号議案　取締役25名選任の件
第４号議案　退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

以　上

○当日ご出席の方は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

○株主総会参考書類及び添付書類に修正が生じた場合は、当社のインターネットウェブサイト（http://www.sharp.co.jp/corporate/ir/information/）に掲載させていただきます。

（添付書類）

営　業　報　告　書 （自 平成17年４月１日 至 平成18年３月31日）

1．営 業 の 概 況

(1) 企業集団の営業の経過及び成果

当期のわが国経済は、IT関連の在庫調整などにより夏頃までは不透明感が見られましたが、企業収益の回復を背景に設備投資の増勢が続き、個人消費も堅調に推移するなど、民間需要を中心に着実な回復が進みました。また、米国経済については、原油高などのマイナス要因もありましたが、内需の底堅い動きに支えられ、総じて拡大基調が続きました。さらに、欧州やアジア諸国の景気についても、概ね順調に推移しました。

こうした中、当社グループでは、新たなライフスタイルを提案するオンリーワン商品の創出と、これを支える高付加価値デバイスの開発強化に取り組みました。エレクトロニクス機器では、本格的なデジタルハイビジョン時代の到来に合わせ、先進のフルハイビジョン液晶カラーテレビのラインアップをより強化し、世界市場での販売拡大を図りました。また、独自の高機能デバイスを搭載した携帯電話などの特長商品の拡充に努め、一層の収益力向上に取り組みました。一方、電子部品等では、大型液晶カラーテレビ用の液晶パネルの旺盛な需要に対応し、亀山第１工場の生産能力を段階的に拡大すると共に、さらに安定した供給体制を構築するため、新たに第２工場の建設に着手しました。また、太陽電池についても、薄膜太陽電池モジュールの量産を開始するなど、引き続き積極的な事業活動を推進してまいりました。

その結果、当期の連結売上高は、国内が前期比5.1%増の１兆3,970億円、海外が15.7%増の１兆4,000億円、全体でも10.1%増の２兆7,971億円を達成しました。利益については、営業利益が前期比8.4%増の1,637億円、経常利益が7.4%増の1,508億円、当期純利益は15.4%増の886億円と、それぞれ順調な成績を収めることができました。

各部門別の状況は、概ね次のとおりです。

エレクトロニクス機器

ＡＶ・通信機器部門では、大型の液晶カラーテレビが好調に推移すると共に、携帯電話も伸長し、売上高は、前期比12.2%増の１兆909億円となりました。

電化機器部門では、独自技術を活かした高付加価値商品が堅調な伸びを示し、売上高は、前期比5.9%増の2,246億円となりました。

情報機器部門では、パソコンは低迷しましたが、複写機・複合機が好調に推移し、売上高は、前期比1.2%増の4,212億円となりました。

電子部品等

ＬＳＩ部門では、フラッシュメモリは低調に推移しましたが、ＣＣＤ・ＣＭＯＳイメージャが伸長し、売上高は、前期比2.6%増の1,357億円となりました。

液晶部門では、大型液晶カラーテレビ用の液晶パネルが伸長すると共に、モバイル機器用の液晶パネルも好調に推移し、売上高は、前期比16.5%増の6,334億円となりました。

その他電子部品等部門では、主力の太陽電池が好調に推移し、売上高は、前期比10.8%増の2,910億円となりました。

（部門別売上高）

部門		金額	構成比	前期比
	ＡＶ・通信機器	10,909 億円	39.0 %	112.2 %
	電化機器	2,246	8.0	105.9
	情報機器	4,212	15.1	101.2
エレクトロニクス機器		17,367	62.1	108.5
	ＬＳＩ	1,357	4.9	102.6
	液晶	6,334	22.6	116.5
	その他電子部品等	2,910	10.4	110.8
電子部品等		10,603	37.9	112.9
合計		27,971	100.0	110.1

（注）1. 記載金額は、億円未満を切り捨てて表示しております。
2. 当期より従来のＩＣをＬＳＩに名称変更すると共に、その一部をその他電子部品等に含めた表示に変更しております。なお、これに伴い前期比についても前期の売上高を当期の区分に合わせて組替えて算出しております。

設備投資の状況

企業集団の設備投資の状況につきましては、当期において、亀山第１工場の大型液晶パネル生産ライン増強及び第２工場の建設、三重第３工場のシステム液晶生産能力の強化など、当社グループの主力事業である液晶への積極的な設備投資を実施したほか、太陽電池生産体制の拡充や、中国やアメリカの在外子法人等の生産設備増強などの事業で、2,189億円の設備投資を行いました。

資金調達の状況

企業集団の重要な資金調達の状況につきましては、国内無担保普通社債の発行により、平成17年５月に500億円の調達を行いました。

(2) 今後の見通しと企業集団が対処すべき課題

今後の見通しでありますが、わが国経済は、民間需要を中心に引き続き回復基調を辿るものと予想されます。また、海外においては、原油及び素材価格の高騰など、先行き不透明感は拭えないものの、米国経済を中心に、概ね堅調に推移するものと思われます。

こうした情勢下、当社グループでは、一層の飛躍を図るべく、引き続きオンリーワン戦略を推し進め、収益力の向上と企業価値の増大に取り組んでまいります。

エレクトロニクス機器では、液晶カラーテレビのさらなる事業拡大に向け、世界市場においてフルハイビジョンモデルの拡充に努めると共に、画質や機能を高める新技術の開発や、グローバル生産体制の構築に取り組み、競争力を一層強化してまいります。また、新サービスに対応した独自の高機能携帯電話など、業界をリードするオンリーワン商品の創出に努めてまいります。

電子部品等では、革新的生産性を実現する亀山第２工場を新たに稼動させ、大型液晶カラーテレビ用の液晶パネルの安定供給体制の構築を図るほか、システム液晶をはじめとするモバイル機器用の液晶パネルの販売を積極的に推進し、液晶事業の一層の拡大に取り組んでまいります。太陽電池については、多彩なラインアップの展開により、需要増加に対応していくと共に、変換効率の向上など技術革新に努め、競争力をさらに高めてまいります。

その他、新たなモノづくりを支える技術開発・生産革新への取り組みや、徹底したローコスト・オペレーションの推進などの施策を積極的に展開し、一段と業容の拡大に努めてまいります。加えて、地球環境に配慮した事業活動の推進やコンプライアンス経営の実践など、企業グループあげてＣＳＲ活動の強化に取り組んでまいります。

(3) 企業集団及び当社の営業成績及び財産の状況の推移

①企業集団の営業成績及び財産の状況の推移

年　度 区　分	平成14年度 （第109期） （平成14年4月1日 ～平成15年3月31日）	平成15年度 （第110期） （平成15年4月1日 ～平成16年3月31日）	平成16年度 （第111期） （平成16年4月1日 ～平成17年3月31日）	平成17年度 （第112期） （平成17年4月1日 ～平成18年3月31日）
売　上　高（百万円）	2,003,210	2,257,273	2,539,859	2,797,109
経常利益（百万円）	81,920	111,601	140,511	150,852
当期純利益（百万円）	32,594	60,715	76,845	88,671
１株当たり当期純利益（円）	29.37	55.37	70.04	80.85
総　資　産（百万円）	2,004,832	2,150,250	2,385,026	2,560,299
純　資　産（百万円）	902,116	943,532	1,004,326	1,098,910
１株当たり純資産（円）	827.51	864.77	920.09	1,006.91

②当社の営業成績及び財産の状況の推移

年　度 区　分	平成14年度 （第109期） （平成14年4月1日 ～平成15年3月31日）	平成15年度 （第110期） （平成15年4月1日 ～平成16年3月31日）	平成16年度 （第111期） （平成16年4月1日 ～平成17年3月31日）	平成17年度 （第112期） （平成17年4月1日 ～平成18年3月31日）
売　上　高（百万円）	1,552,211	1,804,907	2,084,928	2,283,109
経常利益（百万円）	72,801	99,750	125,687	137,114
当期純利益（百万円）	28,409	54,641	69,680	83,954
１株当たり当期純利益（円）	25.57	49.80	63.46	76.52
総　資　産（百万円）	1,612,310	1,795,254	1,943,511	2,110,839
純　資　産（百万円）	872,683	927,193	974,211	1,049,434
１株当たり純資産（円）	800.49	849.79	892.48	961.55

2．会 社 の 概 況（平成18年３月31日現在）

⑴ 企業集団の主要な事業内容

当社グループは電気通信機器･電気機器及び電子応用機器全般並びに電子部品の製造・販売を主な事業としており、部門別の主要製品は次のとおりであります。

なお、エレクトロニクス機器及び電子部品以外の事業については、「１.営業の概況」では「その他電子部品等」部門に含めております。

部　門		主　要　製　品　名
エレクトロニクス機器	ＡＶ・通信機器	液晶カラーテレビ、カラーテレビ、テレビデオ、プロジェクター、デジタル放送受信機、DVDレコーダー、DVDプレーヤー、ビデオデッキ、１ビットデジタルオーディオ、MDプレーヤー、CDステレオ、MDピックアップ、ファクシミリ、電話機、携帯電話機、PHS電話機等
	電化機器	冷蔵庫、電子レンジ、過熱水蒸気オーブン、エアコン、洗濯機、ドラム式乾燥洗濯機、掃除機、石油暖房機器、電気暖房機器、ホームネットワーク制御ユニット、空気清浄機、除湿機、小型調理機器等
	情報機器	パーソナルコンピュータ、パーソナルモバイルツール、モバイルコミュニケーション端末、電子辞書、電卓、POSシステム機器、ハンディーターミナル機器、電子レジスタ、液晶カラーモニター、インフォメーションディスプレイ、パソコン用ソフトウェア、デジタル複合機、静電複写機、各種パソコン周辺機器、各種複合機･複写機及びプリンタ用消耗品、FA機器、洗浄機等
電子部品	ＬＳＩ	フラッシュメモリ、複合メモリ、CCD・CMOSイメージャ、液晶用LSI、マイコン等
	液晶	TFT液晶ディスプレイモジュール、デューティー液晶ディスプレイモジュール、システム液晶ディスプレイモジュール、ELディスプレイモジュール等
	その他電子部品	電子チューナ、高周波・赤外線通信ユニット、ネットワーク部品、衛星放送用部品、半導体レーザ、ホログラムレーザ、DVDピックアップ、光半導体、レギュレータ、スイッチング電源、太陽電池、LED、アナログIC等

このほか、家電製品等の信用販売、リース、不動産賃貸及び保険代理業等を行っております。

(2) 企業集団の主要拠点等

①当　　社

本　　　　社	本社（大阪市阿倍野区）
支　　　　社	東京支社（千葉市美浜区）
研究・開発拠点	技術本部（奈良県天理市）、栃川研究所（奈良県天理市）、 西澤研究所（千葉市美浜区）、生産技術開発推進本部（奈良県天理市）、 ディスプレイ技術開発本部（奈良県天理市）、 電子デバイス開発本部（奈良県天理市）
生　産　拠　点	栃木工場（栃木県矢板市）、三重工場（三重県多気町）、 亀山工場（三重県亀山市）、天理工場（奈良県天理市）、 奈良工場（奈良県大和郡山市）、葛城工場（奈良県葛城市）、 八尾工場（大阪府八尾市）、福山工場（広島県福山市）、 三原工場（広島県三原市）、広島工場（広島県東広島市）

（注）平成18年４月１日付にて、研究・開発拠点を次のとおり変更しました。
①栃川研究所をディスプレイ技術開発本部に統合しました。
②西澤研究所を技術本部に統合しました。
③情報通信技術開発本部（奈良県大和郡山市）を新設しました。

②子法人等

国　内	シャープエレクトロニクスマーケティング(株)（大阪市阿倍野区）
	シャープファイナンス(株)（大阪市阿倍野区）
	シャープシステムプロダクト(株)（千葉市美浜区）
	シャープマニファクチャリングシステム(株)（大阪府八尾市）
	シャープエンジニアリング(株)（大阪市平野区）
	シャープドキュメントシステム(株)（千葉市美浜区）
	シャープアメニティシステム(株)（大阪市平野区）
海　外	シャープ・エレクトロニクス・コーポレーション（アメリカ）
	シャープ・エレクトロニクス（ヨーロッパ）ゲー・エム・ベー・ハー（ドイツ）
	シャープ・エレクトロニクス（ユーケー）リミテッド（イギリス）
	シャープ・アプライアンシズ（タイランド）リミテッド（タイ）
	シャープ・コーポレーション・オブ・オーストラリア（オーストラリア）
	夏普弁公設備（常熟）有限公司（中国）

（注）連結子法人等のうち主要なものを記載しております。

(3) 企業集団の従業員の状況

①企業集団の従業員数

区　　分	従 業 員 数	前期末比増減
国　　内	29,484 名	増 47 名
海　　外	17,388	増 74
合　　計	46,872	増 121

（注）従業員数は就業人員数であります。

②当社の従業員数

従 業 員 数	前期末比増減	平 均 年 齢	平均勤続年数
22,949 名	増 111 名	40.7 歳	19.4 年

（注）従業員数は就業人員数であります。

(4) 株式の状況

①会社が発行する株式の総数　1,982,607,000 株

②発 行 済 株 式 の 総 数　1,110,699,887 株

③株　主　数　103,894 名

④大　株　主

株　主　名	当社への出資状況		当該大株主への当社の出資状況	
	持 株 数	出資比率	持 株 数	出資比率
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	52,967 千株	4.77 %	— 千株	— %
明治安田生命保険相互会社	47,359	4.26	—	—
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	47,202	4.25	—	—
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	41,678	3.75	—	—
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	33,061	2.98	—	—
株式会社みずほコーポレート銀行	32,410	2.92	—	—
第 一 生 命 保 険 相 互 会 社	30,704	2.76	—	—
三井住友海上火災保険株式会社	30,658	2.76	832	0.05
株式会社損害保険ジャパン	26,870	2.42	1,124	0.11
ｽﾃｰﾄ ｽﾄﾘｰﾄ ﾊﾞﾝｸ ｱﾝﾄﾞ ﾄﾗｽﾄ ｶﾝﾊﾟﾆｰ	20,327	1.83	—	—

（注）1. 株式会社みずほコーポレート銀行には、上記以外に退職給付信託に係る信託財産として設定した当社株式が4,770千株あります。
2. 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）及び日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）の当社株式の持株数は信託業務に係るものです。
3. 株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行は、平成18年１月１日付で株式会社東京三菱銀行と株式会社ＵＦＪ銀行が合併したものであります。
4. ①株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行は、株式会社三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループの子会社であり、平成18年３月31日現在、当社は株式会社三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループの普通株式５千株（出資比率0.05％）を所有しております。
②株式会社みずほコーポレート銀行は、株式会社みずほフィナンシャルグループの子会社であり、平成18年３月31日現在、当社は株式会社みずほフィナンシャルグループの普通株式14千株（出資比率0.12％）を所有しております。

(5) 自己株式の取得、処分等及び保有

①取得株式

普通株式	186,378 株
取得価額の総額	335,966,665 円

②処分株式

普通株式	11,789 株
処分価額の総額	15,672,617 円

③失効手続をした株式

該当事項はありません。

④決算期における保有株式

普通株式	19,798,861 株

(6) 主要な借入先

借入先	借入金残高	借入先が有する当社の株式	
		持株数	出資比率
日本生命保険相互会社	百万円 21,500	千株 52,967	% 4.77
株式会社みずほコーポレート銀行	14,200	32,410	2.92
明治安田生命保険相互会社	12,500	47,359	4.26
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	11,800	41,678	3.75
住友生命保険相互会社	10,000	14,337	1.29
第一生命保険相互会社	8,500	30,704	2.76

(7) 企業結合の状況

①重要な子法人等の状況

会　　社　　名	資　本　金	出資比率	主 要 な 事 業 内 容
シャープエレクトロニクスマーケティング㈱	百万円 2,000	% 80.0	家電及び事務機製品の販売
シャープファイナンス㈱	3,000	100.0	家電製品等の信用販売、リース、不動産賃貸及び保険代理業
シャープシステムプロダクト㈱	1,337	100.0	OAシステム製品の販売及びソフトウェアの開発販売
シャープマニファクチャリングシステム㈱	483	100.0	生産設備機械及び金型等の製造販売
シャープエンジニアリング㈱	389	100.0	家電製品のアフターサービス
シャープドキュメントシステム㈱	301	100.0	事務機製品の販売及びアフターサービス、サプライ等の販売
シャープアメニティシステム㈱	422	100.0	太陽光発電システムの販売及び空調・電気設備工事
シャープ・エレクトロニクス・コーポレーション	千米ドル 415,721	100.0	家電、事務機製品及び電子部品の製造販売
シャープ・エレクトロニクス(ヨーロッパ) ゲー・エム・ベー・ハー	千ユーロ 51,385	100.0	家電、事務機製品及び電子部品の販売
シャープ・エレクトロニクス(ユーケー) リミテッド	千英ポンド 48,115	100.0	家電製品及び電子部品の製造販売、事務機製品の販売
シャープ・アプライアンシズ(タイランド) リミテッド	千タイバーツ 948,650	100.0	家電及び事務機製品の製造販売
シャープ・コーポレーション・オブ・オーストラリア	千豪ドル 26,783	100.0	家電及び事務機製品の販売
夏普弁公設備(常熟)有限公司	千米ドル 34,400	100.0	事務機製品の製造販売

(注) 1. 連結子法人等のうち主要なものを記載しております。
　　 2. シャープエレクトロニクスマーケティング㈱に対する当社の出資比率には、間接所有の0.05%を含んでおります。

②企業結合の成果

連結子法人等は47社であり、持分法適用会社は11社であります。当期の連結売上高は2兆7,971億円(前期比110.1%)となり、連結当期純利益は886億円(前期比115.4%)となりました。

(8) 当該営業年度における取締役及び監査役

（※印は代表取締役）

地　　位	氏　　名	担当又は主な職業
※ 取締役社長	町田勝彦	
※ 取締役副社長	佐治　寛	経営管理統轄
※ 専務取締役	熊谷祥彦	人事本部長
※ 専務取締役	濱野稔重	海外事業本部長
※ 専務取締役	大塚雅章	国内営業本部長
※ 専務取締役	御手洗　顕	環境統轄兼ＣＳ推進本部長
※ 専務取締役	中武成夫	電子デバイス営業本部長
※ 専務取締役	太田賢司	技術統轄
※ 専務取締役	松本雅史	情報通信事業統轄
常務取締役	井淵良明	ドキュメントシステム事業本部長
常務取締役	片山幹雄	液晶事業統轄
常務取締役	安達俊雄	東京支社長
取締役	中川　敬	経営企画統轄
取締役	加藤逸朗	電化システム事業本部長
取締役	佐野良樹	電子デバイス営業本部副本部長
取締役	奥田隆司	ＡＶシステム事業本部長
取締役	大西徹夫	経理本部長
取締役	藤本俊彦	海外事業本部副本部長(米州担当)、シャープ･エレクトロニクス・コーポレーション取締役会長兼社長
取締役	大河原卓次	オンリーワン商品企画推進本部長
取締役	富田孝司	ソーラーシステム事業本部長
取締役	貫井　孝	電子デバイス事業統轄
取締役	千葉　徹	技術本部長
取締役	水嶋繁光	ＡＶＣ液晶事業本部長
取締役	高森浩一	国内情報通信営業本部長
取締役	長谷川祥典	通信システム事業本部長

地　　位	氏　　名	担当又は主な職業
常勤監査役	権田知弘	
常勤監査役	岩﨑光彦	
監　査　役	石井通洋	弁護士
監　査　役	中門　弘	ニッセイ同和損害保険㈱顧問

（注）1．当該営業年度中の取締役の異動は次のとおりであります。
（取締役の就任・退任）
①貫井　孝、千葉　徹、水嶋繁光、高森浩一、長谷川祥典の５氏は、平成17年６月23日開催の定時株主総会において、新たに取締役に選任され就任しました。
②三坂重雄、米田照正、宮田慶一、坂井陽一、上妻秀朗の５氏は、平成17年６月23日開催の定時株主総会終結の時をもって、任期満了により取締役を退任しました。
2．監査役のうち、岩﨑光彦、石井通洋、中門　弘の３氏は、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第18条第１項に定める社外監査役であります。
3．当該営業年度後、取締役の地位及び担当を次のとおり変更しました。

（※印は代表取締役）

地　　位	氏　　名	担当又は主な職業
※ 取締役副社長	佐治　寛	経営管理担当
※ 取締役副社長	中武成夫	デバイス事業担当兼電子デバイス営業本部長
※ 取締役副社長	松本雅史	商品事業担当兼情報通信事業統轄
※ 専務取締役	濱野稔重	経営企画統轄
※ 専務取締役	太田賢司	技術担当
※ 専務取締役	片山幹雄	ＡＶ・大型液晶事業統轄兼ＡＶシステム事業本部長
※ 専務取締役	安達俊雄	東京支社長
常務取締役	中川　敬	海外事業本部長
常務取締役	富田孝司	ソーラーシステム事業本部長
取　締　役	奥田隆司	調達本部長
取　締　役	水嶋繁光	ディスプレイ技術開発本部長
		（以上平成18年４月１日付）
※ 取締役副社長	佐治　寛	経営管理担当兼人事本部長
※ 専務取締役	熊谷祥彦	経営管理担当副社長付
※ 専務取締役	御手洗　顕	経営管理担当副社長付
取　締　役	加藤逸朗	環境統轄兼ＣＳ推進本部長
		（以上平成18年５月１日付）

(9) 会計監査人に対する報酬等の額

①当社及び当社の子法人等が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額　175百万円

②上記①の合計額のうち、公認会計士法（昭和23年法律第103号）第２条第１項の業務（監査証明業務）の対価として当社及び当社の子法人等が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額　147百万円

③上記②の合計額のうち、当社が会計監査人に支払うべき会計監査人としての報酬等の額　102百万円

（注）当社と会計監査人との間の監査契約において、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律に基づく監査と証券取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、③の金額にはこれらの合計額を記載しております。

3. 決算期後に生じた企業集団の状況に関する重要な事実

当社は、企業価値・株主共同の利益の確保・向上を目的として、平成18年４月26日の取締役会において、当社株券等の大量買付行為に関する対応プラン（買収防衛策）の導入を決議いたしました。

株券等の大量買付行為の中には、その目的等からみて企業価値・株主共同の利益を損うような不適切なものもあり得ることから、そのような大量買付行為が行われることを防止するため、当社取締役会は、特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とするような当社株券等の買付行為が行われる場合、事前に、当社取締役会に対して必要かつ十分な情報提供及びその買付行為の評価期間の設定を求めます。また、当社取締役会は、大量買付行為の是非、対抗措置の発動の可否について、外部の有識者と社外監査役全員から構成される特別委員会の助言・勧告を最大限尊重し、判断することとしています。なお、対抗措置についてはその時点の法令及び当社定款が取締役会の権限として認められるものとします。その結果を踏まえて必要に応じ適切な対抗措置をとることを定めています。当社は、この対応プランの詳細を、平成18年４月26日に「当社株券等の大量買付行為に関する対応プラン（買収防衛策）の導入について」として公表いたしました。

連結貸借対照表

（平成18年３月31日現在）

（単位：百万円）

資産の部		負債の部	
流動資産	**1,394,873**	**流動負債**	**1,195,054**
現金及び預金	369,765	支払手形及び買掛金	589,322
受取手形及び売掛金	508,968	貿易未決済手形	71
有価証券	6,533	短期借入金	89,266
たな卸資産	336,344	社債（償還１年内）	6,600
繰延税金資産	48,419	コマーシャルペーパー	173,617
その他	130,269	未払法人税等	33,179
貸倒引当金	△ 5,425	賞与引当金	32,467
固定資産	**1,165,426**	製品保証引当金	7,589
有形固定資産	**896,913**	その他	262,943
建物及び構築物	573,290	**固定負債**	**257,601**
機械装置及び運搬具	1,250,381	社債	115,200
工具器具及び備品他	433,701	長期借入金	102,405
土地	53,369	退職給付引当金	8,552
建設仮勘定	81,384	その他	31,444
減価償却累計額	△1,495,212	**負債合計**	**1,452,655**
無形固定資産	**47,983**	**少数株主持分**	**8,734**
		資本の部	
工業所有権･施設利用権	16,198	**資本金**	**204,676**
ソフトウェア	31,785	**資本剰余金**	**262,288**
投資その他の資産	**220,530**	**利益剰余金**	**668,687**
投資有価証券	150,864	**株式等評価差額金**	**27,992**
繰延税金資産	25,298	**為替換算調整勘定**	**△ 38,352**
その他	45,570	**自己株式**	**△ 26,381**
貸倒引当金	△ 1,202	**資本合計**	**1,098,910**
資産合計	**2,560,299**	**負債、少数株主持分及び資本合計**	**2,560,299**

（注）記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

連結損益計算書

（自 平成17年４月１日
至 平成18年３月31日）

（単位：百万円）

経常損益の部		
営業損益の部		
売上高		2,797,109
売上原価		2,165,126
販売費及び一般管理費		468,273
営業利益		163,710
営業外損益の部		
営業外収益		32,129
受取利息・配当金	5,769	
その他の営業外収益	26,360	
営業外費用		44,987
支払利息	6,410	
その他の営業外費用	38,577	
経常利益		**150,852**
特別損益の部		
特別利益		1,599
固定資産売却益	1,599	
特別損失		12,433
固定資産売廃却損	10,126	
その他の特別損失	2,307	
税金等調整前当期純利益		**140,018**
法人税、住民税及び事業税		50,073
法人税等調整額		608
少数株主利益		666
当期純利益		**88,671**

（注）記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

（注記事項）

1．連結貸借対照表関係

保証債務	7,683百万円
輸出為替手形割引高	966百万円

2．連結損益計算書関係

１株当たり当期純利益	80円85銭

3．連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

⑴連結の範囲に関する事項

連結子法人等の数　47社

主要な連結子法人等の名称　「営業報告書２．会社の概況（7）企業結合の状況」に記載しているため省略しております。

主要な非連結子法人等の名称　シャープ・インディア・リミテッド
なお、カリヤニ・シャープ・インディア・リミテッドは平成17年４月にシャープ・インディア・リミテッドに社名を変更しております。

（連結の範囲から除いた理由）
総資産、売上高、当期純損益、及び利益剰余金等からみて小規模であり、かつ、全体としても連結計算書類の項目に重要な影響を及ぼすものではないためであります。

⑵持分法の適用に関する事項

持分法適用非連結子法人等の数　１社

持分法適用関連会社の数　10社

主要な会社等の名称　シャープ・ロキシー（ホンコン）リミテッド

持分法を適用しない非連結子法人等・関連会社のうち主要な会社等の名称　シャープビジネスコンピュータソフトウェア㈱

（持分法を適用しなかった理由）
連結純利益及び連結利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないためであります。

⑶連結子法人等の事業年度等に関する事項

夏普弁公設備(常熟)有限公司、シャープ・エレクトロニカ・メキシコ・エス・エー・デ・シー・ブイ他５社は12月31日が事業年度の末日であります。連結計算書類の作成に当たっては、シャープ・エレクトロニカ・メキシコ・エス・エー・デ・シー・ブイは、連結決算期において仮決算を行い連結し、その他の会社はそれぞれの事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書を使用しております。

⑷重要な会計方針

①有価証券の評価基準及び評価方法は、次のとおりであります。

その他有価証券

時価のあるもの………主として期末前１ヶ月の市場価格の平均に基づく時価法
（評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は主として総平均法により算定）

時価のないもの……………………………主として総平均法による原価法

②たな卸資産の評価基準及び評価方法は、次のとおりであります。

製品…………当社及び国内連結子法人等は、主として移動平均法による低価法
在外連結子法人等は、主として先入先出法による低価法

原材料・仕掛品…………………………主として最終取得原価法による原価法

③有形固定資産の減価償却の方法は、当社及び国内連結子法人等は主として定率法(当社の三重工場及び亀山工場の機械装置は定額法)によっております。
なお、在外連結子法人等は主として定額法によっております。

④賞与引当金の計上方法は、将来の支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上する方法によっております。

⑤退職給付引当金の計上方法は、当連結決算期における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当連結決算期に発生していると認められる額を計上しております。
なお、会計基準変更時差異については、7年による按分額を費用処理しております。
過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(16年)による按分額により費用処理しております。
数理計算上の差異は、主としてその発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(16年)による按分額により翌連結会計年度より費用処理することとしております。
当社の在英国連結子法人等は、当連結会計年度より、英国の退職給付に係る会計基準を適用しております。これによる損益に与える影響は軽微であります。また、会計基準変更時差異及び数理差異を利益剰余金から直接減額したことから利益剰余金は4,765百万円減少しております。

⑥消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

⑦連結納税制度を適用しております。

⑧当連結会計年度より固定資産の減損に係る会計基準(「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会　平成14年8月9日))及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会　平成15年10月31日　企業会計基準適用指針第6号)を適用しております。これによる損益に与える影響はありません。

⑸連結子法人等の資産及び負債の評価の方法は、全面時価評価法を採用しております。

⑹連結調整勘定の償却は、金額が僅少なため、発生年度において全額償却しております。

独立監査人の監査報告書

平成18年５月10日

シャープ株式会社
取締役会　御中

あずさ監査法人

指定社員 業務執行社員　公認会計士　園木　宏　㊞
指定社員 業務執行社員　公認会計士　中尾正孝　㊞
指定社員 業務執行社員　公認会計士　三浦　洋　㊞
指定社員 業務執行社員　公認会計士　上野直樹　㊞

当監査法人は、旧「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第19条の２第３項の規定に基づき、シャープ株式会社の平成17年４月１日から平成18年３月31日までの第112期営業年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表及び連結損益計算書について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。なお、この監査は、当監査法人が必要と認めて実施した子会社に対する監査手続を含んでいる。

監査の結果、当監査法人は、上記の連結計算書類が、法令及び定款に従いシャープ株式会社及びその連結子法人等から成る企業集団の財産及び損益の状態を正しく示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

連結計算書類に係る監査報告書

当監査役会は、平成17年４月１日から平成18年３月31日までの第112期営業年度の連結計算書類（連結貸借対照表及び連結損益計算書）について各監査役から監査の方法及び結果の報告を受け、協議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役の監査の方法の概要

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、業務の分担等に従い、連結計算書類について取締役等及び会計監査人から報告及び説明を受け、監査いたしました。

２．監査の結果

会計監査人 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は、相当であると認めます。

平成18年５月15日

シャープ株式会社　監査役会
常勤監査役　権田知弘　㊞
常勤監査役　岩﨑光彦　㊞
監査役　石井通洋　㊞
監査役　中門　弘　㊞

（注）常勤監査役 岩﨑光彦、監査役 石井通洋 及び監査役 中門　弘は、旧「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第18条第１項に定める社外監査役であります。

貸　借　対　照　表

（平成18年３月31日現在）

（単位：百万円）

資　産　の　部	
流動資産	**981,547**
現金及び預金	323,890
受取手形	123
売掛金	367,075
製品	36,132
原材料・仕掛品・貯蔵品	114,165
前払費用	1,142
繰延税金資産	28,941
未収入金	86,686
その他	23,434
貸倒引当金	△ 45
固定資産	**1,129,292**
有形固定資産	**755,024**
建物	219,924
構築物	12,212
機械装置	349,511
車両運搬具	274
工具器具備品	45,581
土地	50,302
建設仮勘定	77,217
無形固定資産	**41,491**
工業所有権・施設利用権	12,749
ソフトウェア	28,742
投資その他の資産	**332,776**
投資有価証券	103,412
子会社株式・出資金	171,443
長期前払費用	31,562
繰延税金資産	21,345
その他	5,014
貸倒引当金	△ 2
資産合計	**2,110,839**

負　債　の　部	
流動負債	**890,921**
支払手形	9,000
買掛金	465,836
短期借入金	10,000
コマーシャルペーパー	150,000
未払金	97,547
未払費用	85,754
未払法人税等	26,122
前受金・預り金	19,513
賞与引当金	22,700
製品保証引当金	3,890
その他	554
固定負債	**170,484**
社債	100,000
長期借入金	70,001
退職給付引当金	483
負債合計	**1,061,405**
資　本　の　部	
資本金	**204,675**
資本剰余金	**262,287**
資本準備金	261,415
その他資本剰余金	872
自己株式処分差益	872
利益剰余金	**582,369**
利益準備金	26,115
特別償却準備金	9,725
固定資産圧縮積立金	4,647
退職給与積立金	1,756
配当準備積立金	2,900
別途積立金	441,950
当期未処分利益	95,276
株式等評価差額金	**26,481**
自己株式	**△26,380**
資本合計	**1,049,434**
負債及び資本合計	**2,110,839**

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

（自 平成17年４月１日
至 平成18年３月31日）

（単位：百万円）

経常損益の部		
営業損益の部		
売上高		2,283,109
売上原価		1,896,119
販売費及び一般管理費		254,516
営業利益		132,474
営業外損益の部		
営業外収益		58,848
受取利息・配当金	14,694	
その他の営業外収益	44,154	
営業外費用		54,209
支払利息	2,122	
その他の営業外費用	52,087	
経常利益		**137,114**
特別損益の部		
特別利益		31
固定資産売却益	31	
特別損失		12,031
固定資産売廃却損	9,724	
その他の特別損失	2,307	
税引前当期純利益		**125,114**
法人税、住民税及び事業税		40,960
法人税等調整額		200
当期純利益		**83,954**
前期繰越利益		22,232
中間配当額		10,910
当期未処分利益		**95,276**

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

（注記事項）

1．貸借対照表関係

⑴子会社に対する短期金銭債権	223,850百万円
子会社に対する長期金銭債権	483百万円
子会社に対する短期金銭債務	91,490百万円
⑵有形固定資産の減価償却累計額	1,327,069百万円

⑶貸借対照表に計上した固定資産のほか、リース契約により使用している重要な固定資産として電子部品製造設備、電子計算機等があります。

⑷保証債務	17,872百万円
経営指導念書等	45,259百万円
（子会社の信用を補完することを目的とした当該子会社との合意書であります。）	
輸出為替手形割引高	965百万円
⑸商法施行規則第124条第３号に規定する純資産額	26,481百万円

2．損益計算書関係

⑴子会社に対する売上高	1,208,372百万円
子会社よりの仕入高	607,994百万円
子会社との営業取引以外の取引高	50,996百万円
⑵１株当たり当期純利益	76円52銭

3．重要な会計方針

⑴有価証券の評価基準及び評価方法は、次のとおりであります。

子会社株式及び関連会社株式…………………………総平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの………………期末前１ヶ月の市場価格の平均に基づく時価法

（評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定）

時価のないもの……………………………………総平均法による原価法

⑵たな卸資産の評価基準及び評価方法は、次のとおりであります。

製品………………………………………………移動平均法による低価法

原材料・仕掛品・貯蔵品………………………最終取得原価法による原価法

⑶有形固定資産の減価償却の方法は、定率法（三重工場及び亀山工場の機械装置は定額法）によっております。

ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法によっております。

⑷賞与引当金の計上方法は、将来の支給見込額のうち当期の負担額を計上する方法によっております。

⑸退職給付引当金の計上方法は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当期末に発生していると認められる額を計上しております。

なお、会計基準変更時差異については、７年による按分額を費用処理しております。

過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（16年）による按分額により費用処理しております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（16年）による按分額により翌期より費用処理することとしております。

⑹消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

⑺連結納税制度を適用しております。

⑻当期より固定資産の減損に係る会計基準（「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会　平成14年８月９日））及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会　平成15年10月31日　企業会計基準適用指針第６号）を適用しております。これによる損益に与える影響はありません。

利　益　処　分　案

（単位：円）

当期未処分利益	95,276,729,219
固定資産圧縮積立金取崩額	133,000,000
計	95,409,729,219
これを次のとおり処分します。	
配当金	13,090,812,312
（1株につき12円）	
役員賞与金	468,000,000
（取締役賞与金）	(435,000,000)
（監査役賞与金）	(33,000,000)
特別償却準備金	3,898,000,000
別途積立金	51,000,000,000
計	68,456,812,312
次期繰越利益	26,952,916,907

（注）1. 平成17年12月1日に、10,910,007,860円（1株につき10円）の中間配当を実施いたしました。
2. その他資本剰余金は、全額を次期に繰り越すことといたします。

独立監査人の監査報告書

平成18年５月10日

シャープ株式会社
　取締役会　御中

あずさ監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	園木　宏	㊞
指定社員 業務執行社員	公認会計士	中尾正孝	㊞
指定社員 業務執行社員	公認会計士	三浦　洋	㊞
指定社員 業務執行社員	公認会計士	上野直樹	㊞

当監査法人は、旧「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第２条第１項の規定に基づき、シャープ株式会社の平成17年４月１日から平成18年３月31日までの第112期営業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、営業報告書（会計に関する部分に限る。）及び利益処分案並びに附属明細書（会計に関する部分に限る。）について監査を行った。なお、営業報告書及び附属明細書について監査の対象とした会計に関する部分は、営業報告書及び附属明細書に記載されている事項のうち会計帳簿の記録に基づく記載部分である。この計算書類及び附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及び附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及び附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及び附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。なお、この監査は、当監査法人が必要と認めて実施した子会社に対する監査手続を含んでいる。

監査の結果、当監査法人の意見は次のとおりである。

⑴　貸借対照表及び損益計算書は、法令及び定款に従い会社の財産及び損益の状況を正しく示しているものと認める。

⑵　営業報告書（会計に関する部分に限る。）は、法令及び定款に従い会社の状況を正しく示しているものと認める。

⑶　利益処分案は、法令及び定款に適合しているものと認める。

⑷　附属明細書（会計に関する部分に限る。）について、旧商法の規定により指摘すべき事項はない。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書 謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成17年４月１日から平成18年３月31日までの第112期営業年度の取締役の職務の執行に関して各監査役から監査の方法及び結果の報告を受け、協議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役の監査の方法の概要

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、業務の分担等に従い、取締役会その他重要な会議に出席するほか、取締役、内部監査部門等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本社、主要な営業所及び工場において業務及び財産の状況を調査し、必要に応じて、子会社に対し営業の報告を求め又は重要な子会社に赴いて業務及び財産の状況を調査いたしました。また、会計監査人の独立性を監視し、会計監査人から報告及び説明を受け、計算書類及び附属明細書につき検討を加えました。

取締役の競業取引、取締役と会社間の利益相反取引、会社が行った無償の利益供与、子会社又は株主との通例的でない取引並びに自己株式の取得及び処分等に関しては、上記の監査の方法のほか、必要に応じて取締役等に対し報告を求め、当該取引等の状況を詳細に調査いたしました。

２．監査の結果

⑴　会計監査人　あずさ監査法人の監査の方法及び結果は、相当であると認めます。

⑵　営業報告書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

⑶　利益処分に関する議案には、会社財産の状況その他の事情に照らし、指摘すべき事項は認められません。

⑷　附属明細書は、記載すべき事項を正しく示しており、指摘すべき事項は認められません。

⑸　取締役の職務遂行に関しては、子会社に関する職務を含め、不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

なお、取締役の競業取引、取締役と会社間の利益相反取引、会社が行った無償の利益供与、子会社又は株主との通例的でない取引並びに自己株式の取得及び処分等についても、取締役の義務違反は認められません。

平成18年５月15日

シャープ株式会社　監査役会

常勤監査役　権　田　知　弘　㊞

常勤監査役　岩　﨑　光　彦　㊞

監　査　役　石　井　通　洋　㊞

監　査　役　中　門　　　弘　㊞

（注）常勤監査役 岩﨑光彦、監査役 石井通洋 及び監査役 中門　弘は、旧「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第18条第１項に定める社外監査役であります。

以　上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　第112期利益処分案承認の件

利益処分は、当期の業績と今後の事業展開等を勘案し、24頁に記載の内容といたしたく存じます。
なお、当期の配当金は、株主皆様の日頃のご支援にお応えするため、前期に比べ１株につき２円増配して年間22円といたしたく、すでに平成17年12月１日に１株につき10円の中間配当を実施しておりますので、利益配当金は１株につき12円とさせていただきたいと存じます。
また、当期の役員賞与金につきましては、期末時の取締役25名に対し取締役賞与金435,000,000円、期末時の監査役４名に対し監査役賞与金33,000,000円の合計468,000,000円を支給させていただきたく、会社法第361条第１項及び第387条第１項に基づき承認をお願いするものであります。

第２号議案　定款一部変更の件

１. 変更の理由

(1) 当社子会社を含めた事業の多様化に対応し、目的事項の追加を行うものです。（変更案第３条）

(2) 当社の公告方法をインターネットのホームページ上に掲載する電子公告の方法によることとするとともに、やむを得ない事由によって電子公告によることができない場合は日本経済新聞に掲載する旨を定めるものです。（変更案第５条）

(3) 平成18年４月26日に公表いたしました事前警告型の敵対的買収防衛策の導入に伴い、対抗措置の発動に備えるため、また、事業拡大に適応した機動的な資金調達を行えるようにするため、当社の発行可能株式総数を増加するものです。（変更案第６条）

(4)「会社法」（平成17年法律第86号）及び「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（同第87号、以下「整備法」といいます。）等が平成18年５月１日に施行されたことに伴い、次のとおり変更するものです。

①整備法により、当社の機関として取締役会、監査役、監査役会及び会計監査人を置く旨、当社株式に係る株券を発行する旨及び株主名簿管理人を置く旨の定めがあるものとみなされておりますので、それぞれその旨を明記するものです。（変更案第４条、第７条、第11条）

②株主総会参考書類その他株主総会招集通知に添付すべき書類に記載又は表示すべき事項の全部又は一部についてインターネットの利用により株主の皆様に提供できるようにするものです。（変更案第16条）

③取締役会について書面又は電磁的方法による決議が可能になったことに伴い、必要が生じた場合に機動的な取締役会決議が行えるようにするものです。（変更案第24条第２項）

④社外監査役としてその期待される役割を十分に発揮できる人材を迎えられるよう、社外監査役との間に責任限定契約を締結することを可能にするものです。（変更案第35条）

⑤会計監査人が会社の機関とされたことから、会計監査人の選任方法、任期及び報酬等についての定めを設けるものです。（変更案第６章 第36条から第38条）

⑥その他、会社法の条文に合わせた用語の変更等、規定の整理を行うものです。

(5) 以上のほか、規定の新設及び削除に伴う章及び条の数の変更並びに定款の全般にわたる規定の構成の変更及び項数の表示その他一部字句の整備を行うものです。

2．変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現　行　定　款	変　更　案
第１章　総　　則	**第１章　総　　則**
（商　号） 第１条　当会社はシャープ株式会社と称する。英文で Sharp Corporation と表示する。	（商　号） 第１条　当会社は、シャープ株式会社と称する。英文で Sharp Corporation と表示する。
（本店の所在地） 第２条　当会社の本店を大阪市に置く。	（本店の所在地） 第２条　（現行どおり）
（目　的） 第３条　当会社は次の事業を営むことを目的とする。	（目　的） 第３条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。
1．通信機械器具の製造及び販売 2．電気機械器具の製造及び販売 3．電子応用機械器具の製造及び販売 4．医療機械器具の製造及び販売 5．計量機械器具の製造及び販売 6．空調・厨房等ビル、住宅関連設備機器の製造及び販売 7．その他機械器具の製造及び販売 8．半導体素子、液晶表示装置、太陽電池その他前各号の各種機械器具に付帯関連する装置又は部品の製造及び販売 9．前各号の機械器具等の設置又はその製造設備に関する工事及び一般建設工事の設計・施工並びに請負の業務 10. ソフトウェアの作成及び販売 11. 前各号の各種機械器具、自動車、自動車用品、家具、スポーツ用品、日用品雑貨等の販売、割賦購入斡旋、賃貸借及び輸出入業務 12. 情報通信サービス、情報処理サービス及び情報提供サービス業務 13. 信用保証、金銭の貸付及びファクタリング業務	1． 2． 3． 4． 5． 6． 7． 8． 9．（現行どおり） 10. 11. 12. 13.

現　行　定　款	変　更　案
14. 損害保険代理業務	14. 生命保険の募集及び損害保険代理業務
15. 一般旅行業務	15. （現行どおり）
（新　設）	16. 労働者派遣業務
16. 前各号に付帯関連する一切の事業及び業務	17. （現行どおり）
（新　設）	（機　関） 第４条　当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 １．取締役会 ２．監査役 ３．監査役会 ４．会計監査人
（公　告） 第４条　当会社の公告は日本経済新聞に掲載する。	（公告方法） 第５条　当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。
第2章　株　　式	**第2章　株　　式**
（株式総数、１単元の株式の数及び単元未満株券の不発行） 第５条　当会社が発行する株式の総数は1,982,607,000株とする。但し、株式の消却が行われた場合には、これに相当する株式数を減ずる。	（発行可能株式総数） 第６条　当会社の発行可能株式総数は、25億株とする。
１単元の株式の数は1,000株とする。	（削　除）
当会社は１単元の株式の数に満たない株式（以下単元未満株式という）に係る株券を発行しない。但し、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。	（削　除）
（新　設）	（株券の発行） 第７条　当会社は、株式に係る株券を発行する。
（自己株式の取得） 第６条　当会社は商法第211条の３第１項第２号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買い受けることができる。	（自己の株式の取得） 第８条　当会社は、会社法第165条第２項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。
（新　設）	（単元株式数及び単元未満株券の不発行） 第９条　当会社の単元株式数は、1,000株とする。

現　行　定　款	変　更　案
	②当会社は、第７条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。
（単元未満株式の買増） 第７条　当会社の単元未満株式を有する株主（実質株主を含む。以下同じ）は株式取扱規則に定めるところによりその単元未満株式の数と併せて１単元の株式の数となるべき数の株式を売り渡すべき旨を請求することができる。	（単元未満株式の売渡請求） 第10条　当会社の株主（実質株主を含む。以下同じ。）は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。
（株券の種類） 第８条　当会社の株券の種類については取締役会で定める株式取扱規則による。	（削　　除）
（株式の取扱） 第９条　当会社の株式の名義書換、単元未満株式の買取及び買増その他株式に関する取扱については法令又は本定款に定めるもののほか、取締役会で定める株式取扱規則による。	（削　　除）
（基準日） 第10条　当会社は毎決算期現在の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ）に記載又は記録されている議決権を有する株主をもって、その期の定時株主総会においてその議決権を行使すべき株主とみなす。 前項のほか、必要ある場合は取締役会の決議により予め公告をして一定の日現在の株主名簿に記載又は記録されている株主又は登録質権者をもって、その権利を行使すべき株主又は質権者とみなすことができる。	（削　　除）
（名義書換代理人） 第11条　当会社は株式につき名義書換代理人を置く。 名義書換代理人及びその事務取扱場所は取締役会の決議によって選定し、これを公告する。 当会社の株主名簿及び株券喪失登録簿は名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、単元未満株式の買取及び買増その他株式	（株主名簿管理人） 第11条　当会社は、株主名簿管理人を置く。 ②株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。 ③当会社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿、株券喪失

現行定款	変更案
に関する事務は名義書換代理人に取扱わせ、当会社においてはこれを取扱わない。	登録簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。
（新　設）	（株式取扱規則） 第12条　当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款に定めがあるもののほか、取締役会で定める株式取扱規則による。
第３章　株主総会	**第３章　株主総会**
（株主総会） 第12条　当会社の定時株主総会は毎年6月に招集する。 前項のほか､必要ある場合は臨時株主総会を招集する。	（株主総会） 第13条　当会社の定時株主総会は、毎年６月に招集する。 ②前項のほか、必要ある場合は、臨時株主総会を招集する。
（新　設）	（定時株主総会の基準日） 第14条　当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年３月31日とする。
（株主総会の議長） 第13条　株主総会の議長は取締役社長がこれに当る。 取締役社長事故あるときは取締役会で予め定めた順位により他の取締役がこれに代る。	（株主総会の議長） 第15条　株主総会の議長は、取締役社長がこれに当る。 ②取締役社長に事故あるときは、取締役会であらかじめ定めた順位により、他の取締役がこれに代る。
（新　設）	（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供） 第16条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従い、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。
（決議方法） 第14条　株主総会の決議は出席した株主の議決権の過半数をもってする。但し、法令又は本定款に別段の定めある場合はその定めによる。 商法第343条の規定による株主総会の決議は総株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席することを要し、その議決権の３分の２以上をもってする。	（決議方法） 第17条　株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。 ②会社法第309条第２項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う。

現　行　定　款	変　更　案
（議決権の代理行使） 第15条　株主が代理人に委任してその議決権を行使しようとするときはその代理人は当会社の議決権を有する株主でなければならない。 前項の株主又は代理人は委任状を当会社に差出さなければならない。	（議決権の代理行使） 第18条　株主は、当会社の議決権を有する他の株主１名を代理人として、その議決権を行使することができる。 ②前項の株主又は代理人は、代理権を証明する書面を株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。
（株主総会議事録） 第16条　株主総会の議事については議事録を作り、議長及び出席した取締役がこれに記名捺印又は電子署名を行うものとする。	（削　除）
第４章　取締役及び取締役会	**第４章　取締役及び取締役会**
（取締役の員数） 第17条　当会社の取締役は35名以内とする。	（取締役の員数） 第19条　当会社の取締役は、35名以内とする。
（取締役の選任） 第18条　取締役は株主総会で選任する。 前項の選任決議は総株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席することを要し、その議決権の過半数をもってする。 取締役の選任決議については累積投票によらないものとする。	（取締役の選任方法） 第20条　取締役は、株主総会の決議によって選任する。 ②前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 ③取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。
（代表取締役及び役付取締役） 第19条　取締役会はその決議をもって代表取締役を定める。 取締役会はその決議をもって取締役会長、取締役社長各１名並びに取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。	（代表取締役及び役付取締役） 第21条　取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。 ②取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各１名並びに取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。
（取締役の任期） 第20条　取締役の任期は就任後１年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。 増員又は補欠によって選任された取締役の任期は他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。	（取締役の任期） 第22条　取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ②増員又は補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。

現　行　定　款	変　更　案
（取締役会の招集通知） 第21条　取締役会を招集するには各取締役及び各監査役に対して会日より３日前に通知を発するものとする。但し、緊急のときはこれを短縮することができる。	（取締役会の招集通知） 第23条　取締役会を招集するには、各取締役及び各監査役に対して会日の３日前までに通知を発するものとする。ただし、緊急のときは、これを短縮することができる。
（新　　設）	②取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく取締役会を開催することができる。
（新　　設）	（取締役会の決議方法等） 第24条　取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。 ②当会社は、取締役会の決議事項について、議決に加わることができる取締役の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が当該決議事項について異議を述べたときは、この限りでない。
（取締役の報酬及び退職慰労金） 第22条　取締役の報酬及び退職慰労金は株主総会でこれを定める。	（取締役の報酬等） 第25条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。
（取締役会規則） 第23条　取締役会に関する事項は法令又は本定款に定めがあるもののほか、取締役会で定める取締役会規則による。	（取締役会規則） 第26条　取締役会に関する事項は、法令又は本定款に定めがあるもののほか、取締役会で定める取締役会規則による。
第５章　監査役及び監査役会	**第５章　監査役及び監査役会**
（監査役の員数） 第24条　当会社の監査役は５名以内とする。	（監査役の員数） 第27条　当会社の監査役は、５名以内とする。
（監査役の選任） 第25条　監査役は株主総会で選任する。	（監査役の選任方法） 第28条　監査役は、株主総会の決議によって選任する。
前項の選任決議は総株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席することを要し、その議決権の過半数をもってする。	②前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

現　行　定　款	変　更　案
（監査役の任期） 第26条　監査役の任期は就任後４年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。 補欠によって選任された監査役の任期は退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。	（監査役の任期） 第29条　監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ②補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。
（新　設）	（常勤の監査役） 第30条　監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。
（監査役会の招集通知） 第27条　監査役会を招集するには各監査役に対して会日より３日前に通知を発するものとする。但し、緊急のときはこれを短縮することができる。 （新　設）	（監査役会の招集通知） 第31条　監査役会を招集するには、各監査役に対して会日の３日前までに通知を発するものとする。ただし、緊急のときは、これを短縮することができる。 ②監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく監査役会を開催することができる。
（新　設）	（監査役会の決議方法） 第32条　監査役会の決議は、監査役の過半数をもって行う。
（監査役の報酬及び退職慰労金） 第28条　監査役の報酬及び退職慰労金は株主総会でこれを定める。	（監査役の報酬等） 第33条　監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。
（監査役会規則） 第29条　監査役会に関する事項は法令又は本定款に定めがあるもののほか、監査役会で定める監査役会規則による。	（監査役会規則） 第34条　監査役会に関する事項は、法令又は本定款に定めがあるもののほか、監査役会で定める監査役会規則による。
（新　設）	（社外監査役の責任限定契約） 第35条　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。
（新　設）	**第６章　会計監査人**
（新　設）	（会計監査人の選任方法） 第36条　会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

現　行　定　款	変　更　案
（新　設）	（会計監査人の任期） 第37条　会計監査人の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ②会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。
（新　設）	（会計監査人の報酬等） 第38条　会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。
第６章　計　算	**第７章　計　算**
（営業年度及び決算期） 第30条　当会社の営業年度は毎年４月１日より翌年３月31日までとし、その末日をもって決算期とする。	（事業年度） 第39条　当会社の事業年度は、毎年４月１日から翌年３月31日までの１年とする。
（損益金処分） 第31条　当会社の損益金は法令に別段の定めがあるもののほか、株主総会の決議をもってこれを処分する。	（削　除）
（利益配当金） 第32条　当会社の利益配当金は毎決算期現在の株主名簿に記載又は記録されている株主又は登録質権者にこれを支払う。	（剰余金の配当） 第40条　当会社の剰余金の配当は、毎年３月31日の最終の株主名簿に記載又は記録されている株主又は登録株式質権者に対してこれを行う。
（中間配当金） 第33条　当会社は取締役会の決議により毎年９月30日現在の株主名簿に記載又は記録されている株主又は登録質権者に対し、中間配当金（商法第293条の５の規定により分配される金銭をいう。以下同じ）を支払うことができる。	（中間配当） 第41条　当会社は、取締役会の決議によって毎年９月30日の最終の株主名簿に記載又は記録されている株主又は登録株式質権者に対し、会社法第454条第５項の規定による剰余金の配当（以下、「中間配当」という。）を行うことができる。
（配当金等の除斥期間） 第34条　利益配当金及び中間配当金はその支払の提供をしてから満３年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。	（剰余金の配当の除斥期間） 第42条　剰余金の配当及び中間配当は、その支払開始の日から満３年を経過しても受領されないときは、当会社は、その支払義務を免れるものとする。

第３号議案　取締役25名選任の件

取締役全員(25名)は本総会終結の時をもって任期満了となりますので､これに伴い取締役25名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位及び担当・他の法人等の代表状況	所有する当社株式の数
1	町田勝彦（まちだ かつひこ） （昭和18年６月22日生）	昭和44年３月　当社入社 昭和62年６月　同　取締役 平成２年４月　同　常務取締役 平成４年10月　同　代表取締役専務取締役 平成10年６月　同　代表取締役社長、現在に至る。	185,816株
2	佐治寛（さじ ひろし） （昭和16年４月28日生）	昭和40年４月　当社入社 平成５年６月　同　取締役 平成７年６月　同　常務取締役 平成10年６月　同　代表取締役専務取締役 平成15年５月　同　代表取締役副社長、現在に至る。（経営管理担当兼人事本部長）	24,482株
3	中武成夫（なかぶ しげお） （昭和22年２月12日生）	昭和45年４月　当社入社 平成13年６月　同　取締役 平成15年５月　同　常務取締役 平成16年５月　同　代表取締役専務取締役 平成18年４月　同　代表取締役副社長、現在に至る。（デバイス事業担当兼電子デバイス営業本部長）	13,586株
4	松本雅史（まつもと まさふみ） （昭和23年10月18日生）	昭和46年４月　当社入社 平成15年６月　同　取締役 平成16年５月　同　常務取締役 平成17年５月　同　代表取締役専務取締役 平成18年４月　同　代表取締役副社長、現在に至る。（商品事業担当兼情報通信事業統轄）	15,398株
5	濱野稔重（はまの としげ） （昭和21年７月28日生）	昭和45年４月　当社入社 平成９年６月　同　取締役経営企画室長 平成10年６月　同　常務取締役経営企画室長 平成14年４月　同　代表取締役専務取締役ＡＶシステム事業本部長 平成18年４月　同　代表取締役専務取締役経営企画統轄、現在に至る。	17,141株
6	大塚雅章（おおつか まさあき） （昭和17年12月７日生）	昭和40年４月　当社入社 平成11年６月　同　取締役国内営業本部長 平成13年６月　同　常務取締役国内営業本部長 平成15年５月　同　代表取締役専務取締役国内営業本部長、現在に至る。	14,391株

候補者番号	氏名 （生年月日）	略歴、地位及び担当 ・他の法人等の代表状況	所有する当社株式の数
7	太田賢司（おおたけんじ） （昭和23年２月21日生）	昭和48年４月　当社入社 平成13年６月　同　取締役技術本部長 平成15年５月　同　常務取締役技術本部長 平成17年５月　同　代表取締役専務取締役技術統轄 平成18年４月　同　代表取締役専務取締役技術担当、現在に至る。	16,691株
8	片山幹雄（かたやまみきお） （昭和32年12月12日生）	昭和56年４月　当社入社 平成15年６月　同　取締役モバイル液晶事業本部長 平成17年５月　同　常務取締役液晶事業統轄 平成18年４月　同　代表取締役専務取締役ＡＶ・大型液晶事業統轄兼ＡＶシステム事業本部長、現在に至る。	12,785株
9	安達俊雄（あだちとしお） （昭和23年７月20日生）	平成８年10月　通商産業省大臣官房審議官 平成13年１月　内閣府沖縄振興局長 平成13年７月　同　政策統括官 平成15年９月　当社入社 平成16年６月　同　取締役東京支社長 平成17年５月　同　常務取締役東京支社長 平成18年４月　同　代表取締役専務取締役東京支社長、現在に至る。	13,208株
10	井淵良明（いぶちよしあき） （昭和22年１月12日生）	昭和50年４月　当社入社 平成11年４月　同　ドキュメントシステム事業本部ドキュメント第２事業部長 平成12年４月　同　ドキュメントシステム事業本部長 平成13年６月　同　取締役ドキュメントシステム事業本部長 平成16年５月　同　常務取締役ドキュメントシステム事業本部長、現在に至る。	12,391株
11	中川敬（なかがわたかし） （昭和20年６月10日生）	平成８年４月　㈱東京三菱銀行営業第２本部営業第３部長 平成10年12月　当社入社 平成11年４月　同　海外事業本部副本部長 平成13年６月　同　取締役電化システム事業本部副本部長兼経理・資材統轄 平成18年４月　同　常務取締役海外事業本部長、現在に至る。	10,391株
12	富田孝司（とみたたかし） （昭和25年11月10日生）	昭和49年４月　当社入社 平成15年５月　同　ソーラーシステム事業本部副本部長兼ソーラーシステム事業部長 平成16年４月　同　ソーラーシステム事業本部長 平成16年６月　同　取締役ソーラーシステム事業本部長 平成18年４月　同　常務取締役ソーラーシステム事業本部長、現在に至る。	21,877株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位及び担当・他の法人等の代表状況	所有する当社株式の数
13	加藤逸朗（かとういつろう） （昭和22年３月12日生）	昭和44年４月　当社入社 平成９年４月　同　プリントシステム事業本部副本部長兼複写機事業部長 平成11年10月　同　環境安全本部副本部長 平成12年４月　同　電化システム事業本部副本部長兼空調システム事業部長 平成15年６月　同　取締役電化システム事業本部長 平成18年５月　同　取締役環境統轄兼ＣＳ推進本部長、現在に至る。	12,948株
14	佐野良樹（さのよしき） （昭和24年12月20日生）	昭和47年４月　当社入社 平成８年10月　同　ＩＣ天理事業本部ロジック技術センター所長 平成10年10月　同　ＩＣ事業本部システムＬＳＩ開発センター所長 平成11年10月　同　ＩＣ開発本部長兼システムＬＳＩ開発センター所長 平成15年６月　同　取締役ＩＣ事業本部長 平成17年５月　同　取締役電子デバイス営業本部副本部長、現在に至る。	13,768株
15	奥田隆司（おくだたかし） （昭和28年８月19日生）	昭和53年４月　当社入社 平成12年12月　同　ＡＶシステム事業本部資材・品質統轄 平成13年６月　同　ＡＶシステム事業本部映像機器事業部長 平成14年４月　同　ＡＶシステム事業本部副本部長兼映像機器事業部長 平成15年６月　同　取締役ＡＶシステム事業本部長 平成18年４月　同　取締役調達本部長、現在に至る。	13,017株
16	大西徹夫（おおにしてつお） （昭和29年６月18日生）	昭和54年４月　当社入社 平成12年４月　同　情報システム推進本部グローバル経営情報システムプロジェクトチームサブチーフ 平成13年６月　同　経理本部経理部長 平成14年４月　同　経理本部副本部長兼経理部長 平成15年５月　同　経理本部長 平成15年６月　同　取締役経理本部長、現在に至る。	13,327株
17	藤本俊彦（ふじもととしひこ） （昭和29年９月６日生）	昭和53年４月　当社入社 平成13年５月　同　経営企画室長 平成15年５月　同　ソーラーシステム事業本部長 平成16年４月　同　海外事業本部副本部長、シャープ・エレクトロニクス・コーポレーション取締役会長兼社長 平成16年６月　同　取締役海外事業本部副本部長、シャープ・エレクトロニクス・コーポレーション取締役会長兼社長 平成16年10月　同　取締役海外事業本部副本部長（米州担当）、シャープ・エレクトロニクス・コーポレーション取締役会長兼社長、現在に至る。 ・シャープ・エレクトロニクス・コーポレーション取締役会長兼社長	12,055株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位及び担当・他の法人等の代表状況	所有する当社株式の数
18	大河原（おおかわら） 卓次（たくじ） （昭和21年８月28日生）	昭和44年４月　当社入社 平成７年６月　シャープ・アプライアンシズ（タイランド）リミテッド取締役社長 平成10年６月　当社電化システム事業本部長 平成12年10月　同　デザイン・生活ソフト統轄兼総合デザイン本部長 平成16年４月　同　オンリーワン商品企画推進本部長 平成16年６月　同　取締役オンリーワン商品企画推進本部長、現在に至る。	13,122 株
19	貫井（ぬきい） 孝（たかし） （昭和24年12月19日生）	昭和48年４月　当社入社 平成14年４月　同　電化システム事業本部電化商品開発センター所長 平成15年５月　同　電化システム事業本部副本部長兼電化商品開発センター所長 平成16年５月　同　生産技術開発推進本部長 平成17年６月　同　取締役ＩＣ事業本部長 平成17年10月　同　取締役電子デバイス事業統轄、現在に至る。	11,205 株
20	千葉（ちば） 徹（とおる） （昭和24年11月１日生）	昭和52年４月　当社入社 平成11年10月　同　技術本部システム開発センター所長 平成13年４月　同　技術本部副本部長兼システム開発センター所長 平成16年４月　同　デジタル家電開発本部長 平成17年５月　同　技術本部長 平成17年６月　同　取締役技術本部長、現在に至る。	10,519 株
21	水嶋（みずしま） 繁光（しげあき） （昭和30年３月６日生）	昭和55年４月　当社入社 平成13年４月　同　ディスプレイ技術開発本部ディスプレイ研究所副所長 平成14年１月　同　ディスプレイ技術開発本部モバイルディスプレイ研究所長 平成15年５月　同　ディスプレイ技術開発本部長 平成17年６月　同　取締役ＡＶＣ液晶事業本部長 平成18年４月　同　取締役ディスプレイ技術開発本部長、現在に至る。	10,519 株
22	高森（たかもり） 浩一（こういち） （昭和22年２月20日生）	昭和45年４月　当社入社 平成５年４月　同　情報通信営業本部システム開発営業部長 平成10年６月　同　情報通信営業本部副本部長兼通信営業統轄 平成12年６月　同　情報通信第２営業本部長 平成13年１月　同　国内情報通信営業本部長 平成17年６月　同　取締役国内情報通信営業本部長、現在に至る。	11,991 株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位及び担当・他の法人等の代表状況	所有する当社株式の数
23	長谷川（はせがわ） 祥典（よしすけ） （昭和30年４月19日生）	昭和55年４月　当社入社 平成10年４月　同　通信システム事業本部パーソナル通信事業部副事業部長兼第１技術部長 平成14年４月　同　通信システム事業本部パーソナル通信第２事業部長 平成15年５月　同　通信システム事業本部副本部長兼パーソナル通信第２事業部長 平成17年４月　同　通信システム事業本部長 平成17年６月　同　取締役通信システム事業本部長、現在に至る。	11,485株
24	※ 菅野（すがの） 信行（のぶゆき） （昭和23年５月26日生）	昭和46年４月　当社入社 平成11年４月　シャープ・エレクトロニクス（ユーケー）リミテッド取締役社長 平成13年１月　当社海外事業本部欧州統轄、シャープ・エレクトロニクス(ヨーロッパ)ゲー・エム・ベー・ハー取締役会長 平成15年10月　同　電化システム事業本部副本部長兼調理システム事業部長 平成16年10月　同　海外事業本部副本部長（アジア・中国担当） 平成17年10月　同　海外事業本部副本部長（中国担当）兼中国統轄、現在に至る。	10,034株
25	※ 村松（むらまつ） 哲郎（てつろう） （昭和26年８月20日生）	昭和52年４月　当社入社 平成12年６月　同　生産技術開発推進本部生産技術研究所長 平成13年２月　同　システム液晶開発本部事業化推進プロジェクトチーム統轄 平成15年５月　同　モバイル液晶事業本部要素技術開発センター所長 平成17年４月　同　ディスプレイ技術開発本部長 平成18年４月　同　モバイル液晶事業統轄、現在に至る。	10,235株

（注）1．※印は新任候補者であります。
2．候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。

第４号議案　退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって任期満了により取締役を退任される熊谷祥彦、御手洗 顕の両氏に対し、その在任中の功労に報いるため、当社の定める基準に従い、相当額の範囲内において退職慰労金を贈呈いたしたいと存じます。

なお、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は取締役会にご一任願いたいと存じます。

退任取締役両氏の略歴は次のとおりであります。

氏　名	略　歴
熊谷祥彦（くまがいあきひこ）	平成５年６月　当社取締役 平成７年６月　同　常務取締役 平成10年６月　同　代表取締役専務取締役、現在に至る。
御手洗　顕（みたらいあきら）	平成５年６月　当社取締役 平成13年６月　同　常務取締役 平成16年５月　同　代表取締役専務取締役、現在に至る。

以　上

インターネットによる議決権行使について

1．インターネットによる議決権行使に際して、ご了承いただく事項

議決権をインターネットにより行使される場合は、次の事項をご了承のうえ、行使していただきますよう、お願い申しあげます。

1）インターネットによる議決権行使は、当社が指定するインターネットウェブサイト（下記URLをご参照ください。）をご利用いただくことによってのみ可能です。なお、携帯電話を用いたインターネットでもご利用いただくことが可能です。インターネットにより、議決権を行使される場合は、本書と同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」が必要となります。

2）今回ご案内する議決権行使コード及びパスワードは、本総会に関してのみ有効です。次の総会の際には、新たに議決権行使コード及びパスワードを発行いたします。

3）インターネットで複数回数、議決権行使をされた場合は、最後の行使を有効な行使としてお取り扱いいたします。

4）インターネットに関する費用（プロバイダー接続料金・通信料金等）は、株主様のご負担となります。

2．インターネットによる議決権行使の具体的方法

1）当社指定のURL「http://www.it-soukai.com」にアクセスしてください。（https://daiko.mizuho-tb.co.jpからのアクセスも可能です。）

行使期間中の午前３時～午前５時は、上記URLにアクセスすることができませんので、ご了承ください。

※バーコード読取機能付の携帯電話を利用して、次の「QRコード」を読み取り、議決権行使サイトにアクセスすることが可能です。なお、操作方法の詳細はお手持ちの携帯電話の取扱説明書をご確認ください。



2）議決権行使コード及びパスワードを入力し、「ログイン」ボタンを押してください。

議決権行使コード及びパスワードは、本書と同封の議決権行使書用紙右上に表示しております。

3）画面の案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

３．ご利用環境

１）パソコンをご利用の場合

◎パ　ソ　コ　ン	Windows®機種、Macintosh機種 （PDA、ゲーム機には対応しておりません。）
◎ブ　ラ　ウ　ザ	Microsoft® Internet Explorer 5.5以上、Netscape Communicator 4.7以上
◎インターネット環境	プロバイダーとの契約などインターネットが利用できる環境
◎画　面　解　像　度	1024×768以上をご推奨いたします。

２）携帯電話をご利用の場合

◎携　帯　電　話	128bitSSL通信（暗号化）が可能な機種 「ｉモード」、「EZweb」、「Vodafone　live！」のいずれかのサービスを利用できることが必要です。 （一部ご利用いただけない機種がございます。）

＊Microsoft、Windowsは、Microsoft Corporationの米国及びその他の国における登録商標又は商標です。
＊Macintoshは、Apple Computer, Inc.の商標です。
＊Netscapeは、米国及びその他の国における Netscape Communications Corporation社の登録商標です。
Netscape Communicatorもまた、Netscape Communications Corporation社の商標であり、一部の国では登録商標となっている場合があります。
＊「ｉモード」は、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモの登録商標です。
＊「EZweb」は、KDDI株式会社の登録商標です。
＊「Vodafone live！」はVodafone Group Plcの商標です。
＊「QRコード®」は、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

４．セキュリティーについて

行使された情報が改ざん・盗聴されないよう暗号化（SSL128bit）技術を使用しておりますので、安心してご利用いただけます。
また、議決権行使書用紙に記載された議決権行使コード及びパスワードは、株主様ご本人を認証する重要なものです。他人に絶対知られないようご注意ください。
当社から株主様のパスワードをお問い合わせすることはございません。

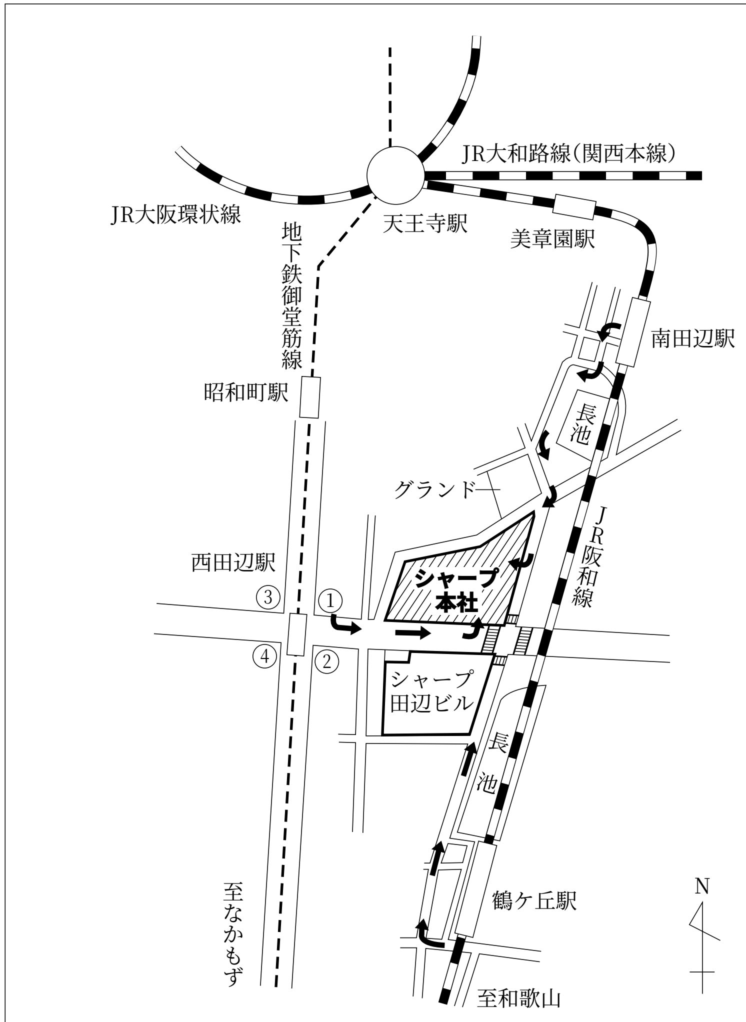
５．お問い合わせ先について

インターネットによる議決権行使に関するパソコン、携帯電話の操作方法等についての専用お問い合わせ先

みずほ信託銀行株式会社　証券代行部　インターネットヘルプダイヤル
・電話番号　0120－768－524（フリーダイヤル）
・受付時間　土日休日を除く 午前９時～午後９時

以　上

株主総会会場ご案内図



交通機関
- 地下鉄御堂筋線　西田辺駅下車①番出口から　徒歩約３分
- JR阪和線　南田辺駅下車　徒歩約７分
- JR阪和線　鶴ケ丘駅下車　徒歩約７分

お願い：お車でのご来場はご遠慮ください。

資源環境保護のため、再生紙を使用しています。